

「農林業産学公連携プラットフォーム」設置要綱

(趣旨)

第1条 山口県の農林業を取り巻く現状や課題に的確に対応するため、「農林業の知と技の拠点」を核として、山口県農林総合技術センター（以下「農技センター」という。）が、関係団体や民間企業、大学等と連携し、現地から収集する課題（以下「ニーズ」という。）とその解決に必要な知見（以下「シーズ」という。）とのマッチングを図る「農林業産学公連携プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置し、即戦力人材の確保・育成や新技術開発・普及、農林業の理解促進、6次産業化等の推進に一体的に取り組む。

(構成員)

第2条 プラットフォームは、現地ユーザー、外部連携会員、専門アドバイザー、農技センターをもって構成する。

2 現地ユーザーとは、県内の農林業の経営体及び関係機関・団体であって、現地の問題提起または課題解決等のニーズを有し、成果のユーザーとなりうるものをいう。

3 外部連携会員とは、団体、企業、大学等であって、プラットフォームの趣旨に賛同し、別に定める手続きにより登録したものをいう。

4 専門アドバイザーとは、外部連携会員への参画要請及び適切な課題解決に向けた取組に対する助言等を行う有識者とし、解決に必要なシーズを有する者から選定できるものとする。

(事務局)

第3条 プラットフォームの事務局は、農技センター企画戦略部に置く。

(企画・運営)

第4条 プラットフォーム全体の企画・運営は、事務局が行う。

(分野ごとの取組)

第5条 プラットフォームは、次の各号に掲げる分野ごとに、ニーズの抽出、シーズの集積、構成員による協議その他の取組を行い、課題の解決を図るも

のとする。

- (1) 人材育成
 - (2) 新技術開発
 - (3) 連携・交流
- 2 前項各号の分野ごとの取組の内容、運営方法等については、別紙のとおりとする。
- 3 第1項の分野ごとの取組を円滑に実施するため、必要に応じて、個別の課題に対応するための会議（以下「分野別会議」という。）を設置することができるものとし、その構成員は、事務局において選定するものとする。
- 4 課題の解決に当たっては、必要に応じて、各分野が相互に連携するものとする。

（情報、知的財産の取扱い）

第6条 プラットフォームで知り得た情報については、原則として、部外秘として取り扱う。

- 2 会員から提供された知見等の取扱いは、当該会員と協議の上、決定する。
- 3 プラットフォームにおける取組の結果、知的財産が創出された場合は、「山口県農林関係知的財産活用推進協議会設置要綱」に基づき、所定の手続きを行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、外部連携会員に関すること、その他必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

各分野における主な取組内容・運営方法

1 人材育成分野

- (1) 人材の確保に係る現地情報、就農・就業希望情報の把握
 - ・地域別の窓口担当者、関係機関等との連携による情報収集
 - ・高校及び農業者団体等と連携した学生・研修生など候補者の掘起し
- (2) 人材の育成に係る当センター内外の関係者との連携調整
 - ・学生教育、研修に係るカリキュラムとの連携及び研修先等の調整
 - ・外部専門家及び関係機関との連携による資質向上の支援
- (3) 就農・就業意向と希望地等のマッチング及び受け皿づくり等の支援
 - ・就農・就業者との相談活動、希望地関係機関との就農円滑化の検討
- (4) その他、就農、就業促進に必要な支援、施策提案等の取組

2 新技術開発分野

- (1) 技術課題等に係る生産現場のニーズの把握
 - ・農技センターホームページでの募集（随時）
 - ・関係機関、団体等へのニーズ調査（毎年3～4月）
- (2) ニーズ分析による課題を精査及び適切な解決方法の選定、成果の評価
 - ・農技センター試験研究評価実施要綱及び要領に基づき実施
- (3) 課題解決に必要なシーズの集積及び新たなシーズの創出に向けた研究課題の掘り起こし
 - ・農技センターホームページや関係機関の情報提供等を通じた外部連携会員の募集
 - ・テーマ部会の設置及びテーマ別情報交換会の開催
- (4) その他、現場の技術課題の解決に必要な取組

3 連携・交流分野

- (1) 農林業や食に対する理解促進
 - ・農林業、農林産物、食品加工等に係る視察及び研修等の実施
- (2) 地域資源の価値を高める6次産業化等の支援
 - ・オープンラボ※を活用した加工品等の試作や作製に必要な知見の提供
 - ・農林産物や加工品の商品化の検討、ブラッシュアップ等の支援及び専門家等との連携調整
- (3) その他、理解促進や地域振興につながる取組の支援
 - ※詳細は、オープンラボ利用規程に定める。